

令和7年度 高浜市ふるさと応援寄附金返礼品提供者募集要項

令和7年10月1日施行

1 目的

ふるさと納税（寄附金）制度を活用し、高浜市のシティプロモーションを行うとともに、高浜市への寄附の促進ならびに地場産品などのPR、販売促進および地元企業の活性化などの相乗効果を図ることを目的として、ふるさと納税による寄附者に対し、返礼品として商品やサービスを提供する事業者等（以下「返礼品提供者」という。）を募集します。

2 事業概要

高浜市を介して寄附者より返礼品の申込みがなされたときは、高浜市が指定する中間事業者（以下「中間事業者」という。）からの発注をもって、返礼品提供者は返礼品を寄附者に送付します。

返礼品提供者は、高浜市が利用する民間のふるさと納税ポータルサイト（ふるさとチョイス・楽天・ふるさとパレット・ANAのふるさと納税・マイナビふるさと納税・ふるさぽん・Amazonふるさと納税・さとふる）等における情報発信により、全国に商品等をPRできます。

3 ふるさと納税業務の事務委託について

本市では、効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適性管理、寄附者からの問い合わせ対応に万全を期すため、ふるさと納税業務の一部を下記中間事業者に業務委託しています。返礼品が採用となった場合には、中間事業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わす必要があります。

【中間事業者】

○ふるさと納税の運営中間事業者 （さとふる以外）

シフトプラス株式会社（高浜市ふるさと納税サポート室）

電話：050-5370-7268 Eメール：support@takahama.furusato-lg.jp

○さとふる中間事業者

株式会社さとふる（さとふるサポートセンター）

電話：03-6895-1883 Eメール：cs@satofull.co.jp

4 返礼品提供者としての要件

返礼品提供者は、次に掲げる要件をいずれも満たしている者とします。

- (1) 原則として、高浜市内に事業所（本店、支店等は問わない。）または工場等を有する法人、組合、その他団体または個人であること。
- (2) 市税の滞納が無いこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員または当該暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 各種法規則、条例に沿った操業、生産、製造、販売等を行っていること。
- (5) 本事業の目的に賛同し、責任を持った対応ができること。

- (6) 中間事業者からの発注連絡後、速やかに返礼品を発送できること。
- (7) 返礼品の提供に関する問い合わせ、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む）等への対応、品質の保証、クレーム対応、損害賠償が生じた場合に適切な対応が可能であること。
- (8) 飲食物の場合は、食品衛生法等関係法令を遵守し、返礼品到着後に適切な賞味期限が保証されること。
- (9) 個人情報保護法を遵守し、個人情報の取扱いを適切に行うことができること。

5 食品の返礼品を提供する場合の義務・要件

- (1) 返礼品の産地名を適正に表示すること。
- (2) 地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。
- (3) 食品返礼品の産地名の適正な表示が行われていないこと又は地場産品基準に適合しないことが疑われ、高浜市が必要と認めるときは、事業者に対して調査（実地調査を含む。）を行います。対象となった事業者は当該調査に応じる義務があります。
- (4) 食品返礼品の産地名の不適切な表示を行った場合は取引を中止します。
- (5) 上記(1)～(4)に違反した場合、当該事業者は賠償の責任を負うものとします。

6 募集する返礼品

次のいずれの要件も満たす商品等とし、ふるさと納税制度の返礼品としてふさわしいものであることをします。

- (1) 品質および数量の面において、安定的に供給を見込めるもの。ただし、季節や期間限定、数量限定で供給可能な商品等も可とし、その場合はその数量や提供開始および終了期間について迅速な連絡、調整が適時行えること。
- (2) 消費（賞味）期限について、あらかじめ配達日をポータルサイト等で明示し、可能な場合は寄附者が配達日を希望できる等の対応を行い、寄附者に到着後適切な消費（賞味）期限が保証されること。
- (3) 以下の総務省が定める地場産品基準のいずれかに該当すること。
 - 1号 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
 - 2号 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
 - 3号 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 3号イ（熟成肉） 地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。
- 3号イ（精米） 地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。
- 3号ロ（企画立案） 当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの。

4号 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

5号 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

6号 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

7号 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

7号の2（宿泊） 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

7号の3イ 五万以下（宿泊） 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

7号の3ロ 該当地域（宿泊） 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの

7号の4（電気） 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

8号イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

8号ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

8号ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

9号 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供することであること。

99号 前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供することであること。

（告示第5条柱書き）（例：○○pay商品券、△△Pay）

(4) 著しく高価なものでなく、また換金性や資産性が低いこと。

※ 上記要件に適合していても、市が事業者として適当でないと認めた場合や、返礼品として適当でないと認めた場合は、本事業に参加できないことがあります。また、募集した返礼品に重複が生じた場合、調整を行うことがあります。

7 品代

品代は、返礼品提案書に記載された価格とし、品代を変更する際は、変更届を提出してください。

(1) 品代は、通常販売額（商品代、梱包代、消費税等を含む）とし、1,000円を下限とします。

(2) 送料については、「配送料負担表」による事業者負担額を除いた金額を市が負担します。

※ 返礼品は寄附額の3割以下にすることが法律で決まっています。寄附金額については、品代に応じて市が決定します。

8 提供金額

提供金額は、返礼品提案書に記載された品代から配送料負担額を差し引いた価格とします。なお、提供金額については、「配送料負担表」に基づき市が算出し、返礼品選定結果通知をもって返礼品提供者にお知らせします。

9 費用負担

返礼品の費用負担については、次のとおりとします。

(1) 原則返礼品の提供金額及び実費送料は市が負担します。

(2) 返礼品の欠陥、到着時の毀損等に関する寄附者様からの問い合わせがあった場合、返礼品の回収及び再発送、代替品等による補償及び交換等に要する経費（返礼品・送料等）については、全額返礼品提供者の負担とします。なお、返礼品提供者と配達業者の間で協議した結果、配達業者の責任となった場合はこのかぎりではありません。また、寄附者の過失により返礼品の再発送が必要になった場合、又は、事業者の責めに帰さないと市が認める場合、提供金額及び送料を市が負担します。

(3) 天災等の不可抗力事由により、返礼品の再送を行う場合には、市が提供金額及び送料を負担します。

10 返礼品取り扱い期間

認定された返礼品の受付期間は、認定日の属する年度末までとします。期間満了の1か月前までに当事者の一方から相手方に対して終了の申し入れがなされないかぎり、自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。なお、返礼品の受付期間に変更がある場合は、変更届を提出してください。

ただし、返礼品の発送は受付期間終了日の後になることがあります。

11 返礼品の発送

中間事業者からの発注をもって発送準備を行い、発送のタイミングは中間事業者と調整することとします。

12 請求および支払い

返礼品提供者は、下記の定めに基づき返礼品送付件数を中間事業者に報告し、中間事業者は、返礼品提供者の報告に基づき返礼品提供金額を返礼品提供者に支払うものとします。

- (1) 返礼品提供による売上金額の特定は、高浜市専用のふるさと納税管理システム（以下「システム」という。）による確認、もしくは返礼品提供者が独自に発行する請求書にて行うこととする。
- (2) 返礼品提供者は、配送を完了した返礼品の代金を、毎月月末締めて算定したものを翌月6日までに中間事業者に請求し、中間事業者は請求額を翌々月10日までに返礼品提供者の銀行口座に振り込み送金する。
- (3) さとふるについては、支払を集荷実績日の月末締め翌月末払いとし、請求書の発行は不要とする。中間事業者は翌月10日前後に一か月分の「支払通知書／支払明細書」を送付し、翌月末までに返礼品提供者の銀行口座に振り込み送金する。

13 守秘義務

返礼品提供者および中間事業者ならびに高浜市は相互に、返礼品の取り扱いの履行にあたって知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはなりません。

- (1) 従業員および使用人についても適用されるものとする。
- (2) 違反した場合、返礼品提供者および中間事業者ならびに高浜市は、違反した相手方に対しこれによって発生した損害の賠償を請求することができるものとする。

14 損害賠償

返礼品提供者および中間事業者ならびに高浜市が、その責に帰すべき事由により、いずれか一方もしくは第三者に対し損害を与えた場合、損害を与えた一方は賠償の責任を負うものとします。

15 返礼品取扱解除

次の各号に該当したときは、返礼品取り扱いを解除する場合があります。

- (1) 本要項に定める事項に違反し、または履行を怠ったとき
- (2) 手形交換所の取引停止処分があったとき
- (3) 財産上の信用にかかる差押さえ、仮差押え、仮処分を受け、または競売、強制執行、延滞処分等を受けたとき
- (4) 破産、民事再生、会社更生の申立てがあったとき
- (5) 営業を廃止、または清算に至ったとき
- (6) 取引上の機密事項、個人に関する情報の漏洩が判明したとき
- (7) その他、返礼品の取り扱いに関する業務を継続しがたい事由が発生したとき

16 返礼品選定スケジュール

- (1) 募集期間は隨時受付とします。
- (2) 随時受け付けた返礼品提案書を年3回とりまとめ、総務省へ当該返礼品の取り扱い申請を提出し、承認され次第市で返礼品審査を行い、審査結果を返礼品提供者へ通知します。
※総務省からの承認に2か月以上要する場合がございますので、季節商品をご希望の場合は、早めの申請をお願いいたします。
- (3) ポータルサイト掲載時期については、市の審査が終了後、中間事業者より順次ご案内します。返礼品ページの作成等各事業者と中間事業者で内容確認を行い、返礼品の申込準備ができ次第申込受付開始とします。

17 申し込み方法

- 別紙の申込書類に必要事項を記入し、関係書類を添えて、高浜市企画部総合政策グループへ持参または郵送もしくはメールで提出してください。
- (1) 高浜市ふるさと応援寄附金協力事業者登録申込書
新規登録の場合のみ、提出が必要となります。事業者概要などのパンフレットがあれば、添付してください。内容に変更が生じた場合は、変更届を提出してください。
 - (2) 高浜市ふるさと応援寄附金返礼品提案書
寄附者への返礼品情報となりますので、商品ごとに1枚作成し、提出してください。内容に変更が生じた場合は、変更届を提出してください。
 - (3) 登録する商品等の画像データ
商品画像（内容がわかるもの、使い方がわかるもの、調理したもの等）、荷姿、作り手の写真等3点以上をデータで納品してください。
※中間事業者または市においても写真撮影可能ですので、ご希望の場合はご連絡ください。

18 変更方法

- 別紙の変更申請書類に必要事項を記入し、関係書類を添えて、高浜市企画部総合政策グループへ持参または郵送もしくはメールで提出してください。
- (1) 高浜市ふるさと応援寄附金協力事業者登録変更届
登録済みの内容に変更が生じた場合は、速やかに提出してください。
 - (2) 高浜市ふるさと応援寄附金返礼品変更届
登録済みの内容に変更が生じた、または、提供を取りやめる場合は、変更内容を記入し提出してください。

19 その他の留意事項

- (1) 返礼品の品質や到着時の毀損などに関する寄附者からの苦情等があった場合は、各事業者において真摯に対応して解決に努めることとします。なお、品質等による補償や苦情については、市および中間事業者は一切の責任を負いません。
- (2) 返礼品の再送を行う場合、中間事業者からの指示に従い、中間事業者の指定する配送業者と直接

調整していただきます。

- (3) 市公式ホームページやふるさと納税ポータルサイト等への返礼品の掲載順位や掲載位置については、市へ一任するものとします。
- (4) 登録された返礼品は、寄附者から返礼品として選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 市は、広報活動を行う中で、雑誌や新聞、テレビ等に返礼品提供者の許可を得た後、返礼品提供者の情報や画像を提供できるものとします。
- (6) 事業者は、商品の発送をする際、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。
- (7) 返礼品提供者は、高浜市のふるさと納税で自社の商品の取り扱いがあることを店頭やホームページ、SNS等でPRすることができます。
- (8) ふるさと納税制度および返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合は、要件等を変更する場合があります。
- (9) 本要項に定めのない事項については、返礼品提供者と高浜市間で誠意をもって協議し、決定するものとします。

20 問い合わせ先

【高浜市ふるさと応援寄附金の運用・返礼品の審査について】

高浜市役所企画部総合政策グループ

電話：0566-95-9503 Eメール：furusato@city.takahama.lg.jp

【返礼品の発注・返礼品代支払い等、各返礼品提供者との調整】

令和7年度の中間事業者

○シフトプラス株式会社（高浜市ふるさと納税サポート室）

電話：050-5370-7268 Eメール：support@takahama.furusato-lg.jp

○株式会社さとふる（さとふるサポートセンター）

電話：03-6895-1883 Eメール：cs@satofull.co.jp

配送料負担表

クール便 負担額	60 サイズ	80 サイズ	100 サイズ	120 サイズ
	200 円	200 円	300 円	600 円

品代	～3,000 円	～6,000 円	～9,000 円	～12,000 円
60 サイズ	0 円	0 円	0 円	0 円
80 サイズ				
100 サイズ	100 円			
120 サイズ	300 円	100 円		
140 サイズ	500 円	300 円	100 円	
160 サイズ	700 円	500 円	300 円	100 円
160 サイズ 超え	1,100 円を超える 部分を負担	1,300 円を超える 部分を負担	1,500 円を超える 部分を負担	1,600 円を超える 部分を負担
品代	高額商品（品代が 12,000 円を超えるもの）を取り扱う場合			
全サイズ	品代が 12,000 円を超える場合は、品代の 1 割相当分の配送料までは市で負担、1 割を超える部分は返礼品提供者に負担いただきます。 その場合、「関東」への送料を基準として固定の負担額を算出します。 例) 品代 A が 50,000 円で、関東への送料が 6,000 円の場合。 配送料の上限 : $50,000 \text{ 円} \times 0.1 = 5,000 \text{ 円}$ 配送料の事業者負担額 : $6,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円} = 1,000 \text{ 円}$ ※高額商品（12,000 円を超えるもの）については、提案時に関東までの送料を算出いただき、上記のように負担額を決定します。			

【補足】

◎配送料負担額は、返礼品買取額から差し引きさせていただきます。

例) 品代3,000円でクール便60サイズの場合。

提供金額 : $3,000 \text{ 円} - 200 \text{ 円} = 2,800 \text{ 円}$

◎「定期便」の場合は、1回あたりの品代で考えます。

例) お惣菜定期便6か月分（月1回発送×6回）の場合。

6回分の品代 : 15,000円、1回分の品代 : 2,500円

$2,500 \text{ 円} \times 6 = 15,000 \text{ 円}$

提供金額 : $15,000 \text{ 円} - 200 \text{ 円} = 14,800 \text{ 円}$